

6月の無料相談

| 相談名 | 日 | 時 | 場所 | 主な相談内容(相談員) |
|-----------|----------------------|----------------------------------|--------------------------------|---|
| 市民法律相談 | 毎週火曜日 | 13:00~16:00 | 広報広聴課 (☎内線2376) | 法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制 |
| 税務相談 | 21日(火) | 13:00~16:00 (予約時間10:00~14:00) | 真鍋事務庁舎 (☎824-5055) | 相続税・贈与税などの税について(税理士) ※予約制 |
| 市民相談 | 月~金曜日 | 8:30~17:15 | 広報広聴課 (☎内線2376) | 要望、苦情、意見など(担当職員) |
| 心配ごと相談 | 水・金曜日 | 13:00~16:00 | 社会福祉協議会 (☎821-5995) | 日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員) |
| 行政相談 | 15日(水) | 13:00~16:00 | 広報広聴課 (☎内線2376) | 国・県に対する苦情、意見、要望(行政相談委員) |
| 消費生活相談 | 月~金曜日 | 9:30~16:30 | 消費生活センター (☎823-3928) | 商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員) |
| 家庭児童相談 | 月~金曜日 | 8:30~17:15 | こども福祉課 (☎内線2393) | 18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員) |
| 育児相談 | 月~金曜日 | 9:00~17:00 | 地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288) | 乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士) |
| 早期療育相談 | 月~金曜日 | 9:30~16:30 | 療育支援センターほか (☎822-3411) | 言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員) |
| 青少年相談 | 火~日曜日 | 10:30~17:00 | 青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838) | 青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可 |
| 教育相談 | 月~金曜日 | 9:00~16:00 | 教育相談室 (☎823-7837) | 不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員) ※予約制 |
| 交通事故相談 | 月~金曜日 (水曜日は弁護士相談) | 9:00~16:45 (13:00~16:00) | 土浦合同庁舎南地方交通事故相談所 (☎823-1123) | 交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士) |
| 人権相談 | 月~金曜日 | 8:30~16:00 | 法務局土浦支局 (☎821-0792) | 家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員) |
| 生活相談 | 毎週水曜日 | 13:00~16:00 | 新治地区公民館 (☎862-2900) | 生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員) |
| ひきこもり専門相談 | 13日(月) | 10:00~12:00 | 土浦保健所 (☎821-5516) | ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制 |
| 精神クリニック | 17日(金) | 14:00~16:00 | 土浦保健所 (☎821-5516) | 精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで |
| | 27日(月) | 10:00~12:00 | | |

◎ 女性のための各種相談

| | | | | |
|----------------|---------------|-------------|--|--------------------------------------|
| フェミニスト相談 | 毎週水曜日 | 11:00~15:40 | 男女共同参画センター(ウララ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館 | 夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) ※予約制 |
| | 11日(土) | 10:00~15:00 | | |
| 法律相談 | 23日(木) | 13:30~15:30 | | 法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制 |
| 法律関連一般相談 | 10日(金)・24日(金) | 13:00~15:40 | | 法的な手続きについてなど(専門相談員) ※予約制 |
| 一般相談(外国人相談を含む) | 10日(金)・24日(金) | 13:00~16:00 | 仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制 | |
| DVヘルプライン(電話相談) | 16日(木) | 13:00~16:00 | ☎827-2525 | 配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力などの悩みに関すること |

消費生活センターから ☎823-3928

スカウトされ、養成スクール契約をさせられた

街でモデルにならないかなどと声をかけられて悪い気がする人はいません。そのような心理を利用し、若い女性をターゲットに声をかけ、事務所に呼び出して高額な養成スクール契約をさせる事例が増えています。

◆事例 2週間前に街頭で「モデルとか歌手に興味ない？」と声をかけられ、話が弾んで連絡先を教えた。後日、事務所に来るようにと誘われたので、話だけでも聞いてみようと思っていた。新人発掘をしている今がチャンスと所属契約を急がされ、指示されるままに契約書に数字や名前を記入したが、契約書などは何も渡されなかった。数日後、宣材写真を撮影するからと呼ばれ、その時に30万円を持参するようと言われた。

スカウトなのにどうしてお金が必要なのかと聞いたところ、養成スクール契約金だと言われ納得できない。

♣️アドバイス この場合、勧誘目的を隠して事務所に来るように要請しているので、アポイントメントセールスに当たり、訪問販売の規制を受けることになります。

また、このような方法で来訪を要請し、事務所などで勧誘することは禁止されています。訪問販売では法定の契約書面交付義務があり、交付日から8日間はクーリング・オフすることができます。

事例は、契約書面が交付されていなかったので、クーリング・オフができる状態でした。通知を書面でするように助言しました。

トラブルに遭わないために…

契約は個人の自由な意思で結ぶことができます。しかし、一度契約が成立すると一方的に解除することはできません。契約をする前に、自分が何の目的でどんな内容の契約をするのか、その契約を守ることができるのかをしっかりと考えることが大切です。

